



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

建設企業の皆様

公表

平成31年 1月24日

「社会保険加入促進宣言企業」を公表します

～岡山県における建設企業の社会保険加入推進に向けた取組状況～

岡山県内の建設企業による社会保険加入を地域レベルでの取り組みとするため、昨年12月3日から募集していました「社会保険加入促進宣言企業」※1の第1回取りまとめ結果（今年1月11日現在）を公表します。

宣言いただいた企業は、24社となりました。また、企業のリストは、別紙の通りです。

今後も「社会保険加入促進宣言企業」の受付は継続していますので、社会保険加入推進に向けたこの取り組みにご賛同いただける建設企業の皆様におかれましては、下記をご参照のうえ、宣言書をお寄せ下さい。

なお、宣言いただいた企業の名称等は、随時中国地方整備局のホームページ※2にて公表することを予定しています。

※1. 昨年11月30日に開催された「岡山県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された“社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準”を元請・下請のそれぞれの立場において守ることを宣言書にて宣言し、中国地方整備局に宣言書の写しを提出いただいた建設企業をいいます。

※2. 中国地方整備局建政部のページにて公表することを予定しています。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/>

《参考：宣言について》

1. 募集の対象者：岡山県内に拠点を置く建設企業
岡山県内での施工実績を有する建設企業
※法人であるか、個人であるかは問いません。また、建設業団体に所属しているか否かも問いません。
2. 宣言方法：別紙の「宣言書」に日付、会社名、代表者名、所在地をご記入のうえ、**下記送付先宛てにFAX**をお願いします。

<問い合わせ・送付先>

建政部 計画・建設産業課 森本、大田

TEL 082-221-9231（代表：平日・昼間）

FAX 082-511-6189（直通）

社会保険加入促進宣言企業 (平成31年1月11日現在) [岡山県建設業社会保険加入推進地域会議]

※表中の企業名は、50音順に表示。

行	企業名	代表者	所在地
ア	アイサワ工業(株)	取締役社長 逢澤 寛人	岡山市北区表町1-5-1
	アサヒ防災工事(株)	代表取締役 結石 公裕	久米郡美咲町北760
	天野産業(株)	代表取締役 天野 和彦	笠岡市七番町1-76
	(株)荒木組	代表取締役 荒木 雷太	岡山市北区天瀬4-33
	(株)池田建設	代表取締役 池田 英貴	高梁市川上町領家1437
	(株)小倉組	代表取締役 小倉 俊彦	岡山市中区赤田85
	(株)小田組	代表取締役 小田 竜平	井原市芳井町川相230-2
カ	(株)片山工務店	代表取締役 片山 恭一	倉敷市神田4-10-15
	(株)黒崎塗装店	代表取締役 黒崎 憲祐	岡山市北区今1-1-32
サ	(株)三幸工務店	代表取締役 村社 勝	岡山市北区津高140-3
	山陽ロード工業(株)	代表取締役社長 秋田 英次	津山市下高倉西1203-1
	(株)シンケン	代表取締役 田中 俊行	総社市総社3-11-24
	(株)ソルコム 岡山支店	支店長 大石 修也	岡山市北区奥田南町8-38
タ	多賀建設(株)	代表取締役 多賀 政行	井原市岩倉町3770
	(株)高槻組	代表取締役 門野 いつゑ	倉敷市水島川崎通り1-1-8
	滝口建設工業(株)	代表取締役 滝口 久晴	高梁市津川町今津1053
	谷本建設(株)	代表取締役 谷本 広志	井原市笹賀町1593-2
	DOWAテクノエンジ(株)	代表取締役社長 久保 進	岡山市南区築港栄町31-10
ナ	日本電設工業(株) 大阪支店	執行役員支店長 岡 正宏	大阪市淀川区三国本町2-1-3
ハ	蜂谷工業(株)	取締役社長 蜂谷 泰祐	岡山市北区鹿田町1-3-16
	藤田興業(株)	代表取締役 早瀬 裕一	岡山市南区藤田679
	(株)藤原組	代表取締役 藤原 一茂	倉敷市児島味野1-3-12
マ	松岡塗装(株)	中田 龍伍	倉敷市玉島乙島6695-1
	三宅建設(株)	代表取締役 三宅 博雄	倉敷市笹沖374-1

『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』

元請企業

1. 工事を受注する際には、施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には、必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

宣言書

『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』

元請企業として

1. 工事を受注する際には、施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業として

6. 工事を受注する際には、必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、平成30年11月30日開催の「岡山県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

会社名

代表者名

所在地